

## 『建築職 総まとめ講座 建築史・都市計画』(KU16268) 訂正表

2018年4月18日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
		誤	正	
P.73	説明文	<p><b>3 都市計画決定の手続き</b></p> <p>都市計画の決定主体は、都道府県知事もしくは市町村である。<u>都市計画は市町村が作成することを基本とする。</u></p> <p>都市計画を決定する過程では、住民に対する公聴会を行うことが<u>義務付けられている。</u>さらに、都市計画案を2週間公衆の縦覧に供しなければならず、住民はそれに対して期間満了の日までに意見書を提出することができる。その後、<u>都市計画地方審議会</u>での議論を経て決定される。</p>	<p><b>3 都市計画決定の手続き</b></p> <p>都市計画の決定主体は、都道府県知事もしくは市町村である。<u>都市計画は、規模や種類によって都道府県が決定するものと、市町村が決定するものがある。</u></p> <p>都市計画を決定する過程では、<u>必要に応じて住民に対する公聴会や地元説明会を行う（都市計画法16条）。</u>さらに、都市計画案を2週間公衆の縦覧に供しなければならず、<u>住民や利害関係人はそれに対して縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる（都市計画法17条）。</u>その後、<u>都市計画審議会</u>での議論を経て決定される（都市計画法18条, 19条）。</p>	2018/4/18

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>)に掲載された日付です。